

# 「医療法人社団健和会函館おおむら整形外科病院通所リハビリテーション」 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団健和会が開設する函館おおむら整形外科病院が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態に認定された者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1 函館おおむら整形外科病院が実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人格の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を行う等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団健和会 函館おおむら整形外科病院  
通所リハビリテーションおおむら
- 2 所在地 函館市石川町 125 番地 1  
TEL 0138-47-8666  
FAX 0138-47-3855

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師（管理者） 1名（常勤兼務）  
医師 1名以上（常勤兼務）  
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
- 2 従事者  
理学療法士・作業療法士 1名以上  
介護職員 1名以上  
柔道整復師 1名以上  
相談員 1名以上
- 3 従事者の職務内容  
(1) 管理者は、指定通所リハビリテーション等に携わる従事者の総括管理、指導を行う。  
(2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- (3) 理学療法士・作業療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (4) 柔道整復師は、リハビリテーションプログラムに基づく機能訓練の補助を行う。
- (5) 相談員は、利用者の相談に応じて、利用調整・関係各所への連絡を行う。
- (6) 介護職員は、通所リハビリテーション計画に基づく介護及び機能訓練の補助を行う。
- (7) 看護職員は、通所リハビリテーション計画に基づく看護及び機能訓練の補助を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時30分  
日曜日、12月31日～1月3日を除く。
- 2 サービス提供時間帯  
月曜日から土曜日 ①午前9時15分～午前11時30分  
②午後2時15分～午後4時30分

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日に午前1単位30名、午後1単位30名とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第8条

- 1 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。
  - (1) 通所リハビリテーション
  - (2) 送迎サービス
- 2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。
  - (1) 目的  
日常生活動作の低下防止、生活の質の維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善
  - (2) 訓練等
    - ① 運動療法
    - ② 物理療法
    - ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
    - ④ 自助具使用訓練
    - ⑤ 日常生活動作に関する訓練
    - ⑥ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、函館市、北斗市、七飯町とする。

(利用料その他の費用の額)

第12条

- 1 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の定めるところによるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に明記された自己負担割合の額とする。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う場合の指定通所リハビリテーション等に要した送迎の費用は、

- 1回 560円とする。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、おむつ代等で以下による額を徴収する。
- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| リリーフレギュラー尿とりパット      | 22円(消費税込み)／枚  |
| リリーフ股モレ防止テープ止めノーマル M | 119円(消費税込み)／枚 |
| リリーフ股モレ防止テープ止めノーマル L | 140円(消費税込み)／枚 |
| リリーフパワフルパンツ L        | 130円(消費税込み)／枚 |
| リリーフパワフルパンツ LL       | 140円(消費税込み)／枚 |
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 各種証明書が必要な場合は、別途文書代を徴収する。

（非常災害対策）

第13条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第14条 理学療法士等は、現にリハビリテーションを行っているときに利用者に病状の急変等生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の状況及び対応について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理）

第15条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、以下の措置を講じるものとする。
  - (1) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね年2回開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底する。
  - (2) 事業における感染症の予防及びまん延防止のため指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修等を定期的に開催する。

（苦情処理）

第16条 指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の状況及び対応について当該市町村や国民健康保険団体連合会からの照会や調査に応じるとともに、指導及び助言に従い必要な改善を行うものとする。

（権利擁護に関する措置）

第17条 事業所は、職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底する。
  - (2) 事業における虐待防止のため指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修等を定期的に開催する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に

養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下、業務継続計画という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修等を定期的の実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(その他運営に関する重要事項)

第20条

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は函館おおむら整形外科病院が定めるものとする。

- 付則 この規程は平成26年8月1日施行する。  
この規程は平成26年8月18日施行する。  
この規程は平成26年12月16日施行する。  
この規程は平成27年2月1日施行する。  
この規程は平成27年6月1日施行する。  
この規程は平成27年7月1日施行する。  
この規程は平成27年8月1日施行する。  
この規程は平成28年2月16日施行する。  
この規程は平成28年3月1日施行する。  
この規程は平成28年4月1日施行する。  
この規程は平成29年7月16日施行する。  
この規程は平成29年8月4日施行する。  
この規程は平成29年11月1日施行する。  
この規程は平成29年12月18日施行する。  
この規程は平成30年2月16日施行する。  
この規程は平成30年3月1日施行する。  
この規程は平成30年4月1日施行する。  
この規程は平成30年7月2日施行する。  
この規程は平成30年12月1日施行する。  
この規程は平成31年1月16日施行する。  
この規程は平成31年3月1日施行する。  
この規程は平成31年4月1日施行する。  
この規程は平成31年4月16日施行する。  
この規程は令和1年10月1日施行する。  
この規程は令和2年1月1日施行する。  
この規程は令和2年2月18日施行する。  
この規程は令和4年7月1日施行する。

この規程は令和4年9月12日施行する。

この規程は令和5年9月11日施行する。

この規程は令和6年1月1日施行する。

この規程は令和6年3月28日施行する。

この規程は令和6年5月7日施行する。

この規程は令和6年6月17日施行する。

別紙料金表 介護報酬の告示上の額（以下は令和6年6月1日現在）

1回あたりの利用料

	2時間以上3時間未満	
	1割負担	2割負担
要介護1	383円	766円
要介護2	439円	878円
要介護3	498円	996円
要介護4	555円	1,110円
要介護5	612円	1,224円

	1割負担	2割負担
リハビリテーションマネジメント加算（イ） 月4回以上利用、同意日の属する日から6月以内	560円/月 6月越240円/月	1,120円/月 6月超480円/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 月4回以上利用、同意日の属する日から6月以内	593円/月 6月越273円/月	1,186円/月 6月超546円/月
短期集中リハビリテーション加算 (3ヶ月内)	110円/回	220円/回
サービス提供体制強化加算I	22円/回	44円/回
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月

※医師が利用者またはその家族に説明した場合、上記に加えて270単位（マネジメント加算）

退院時共同指導加算（リハビリテーション事業所の医師・理学療法士・作業療法士が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行う） 600単位

介護予防サービス

1ヶ月あたりの利用料

	1割負担	2割負担
要支援1	2,268円	4,536円
要支援2	4,228円	8,456円

利用開始日の属する月から12月超

要件を満たした際 減算なし

要件を満たさない場合 要支援1 120単位/月減算 要支援2 240単位/月減算

		1割負担	2割負担
介護予防通所リハビリテーション減算（利用開始から12か月経過後）		支援1 -120円/月 支援2 -240円/月	支援1 -240円/月 支援2 -480円/月
科学的介護推進体制加算(1月につき)		40円/月	80円/月
予防通所リハ退院時共同指導加算		600円/月	
サービス提供体制強化加算（I）	要支援1	88円/月	176円/月
	要支援2	176円/月	352円/月

ただし、介護保険の限度枠を超えた場合および保険料の滞納などの理由により、介護保険の適応を受けられない場合は別に料金を請求します。

#### その他の費用

項 目	金 額
おむつ代 1枚につき	実費
送迎費（通常事業実施地域以外からの送迎の場合）	1回 560円
文書代（各種証明書）	実費（病院規定に準ずる）